

農作物残渣の不法投棄はしてはいけません！

- 令和3年6月23日の熊本日日新聞に「どこから？白川に大量のニンジン」とのタイトルで「国土交通省白川出張所が白川に散乱するニンジンの回収に追われた」との記事が掲載されました。
- このため、県北広域本部（土木部、農林水産部、保健福祉環境部）で、菊池管内の白川沿いの農地と河川の状況を確認しました。
- 不法投棄は処罰される他、農作物残渣は鳥獣の餌場となりますので、放置は絶対にやめましょう。

確認状況(関係機関からの情報提供含む)

- 菊陽町内の用水路法面にニンジンが一定の塊で廃棄されていることを確認。
- 大津町内の河川敷にニンジンが一定の塊で廃棄されていることを確認。
- 白川河川内に散乱するニンジンを確認。周辺には腐敗臭がしていた。



廃棄されたニンジン



廃棄されたニンジン



河川に散乱したニンジン

不法投棄の罰則

○ 不法投棄は処罰されます。

- ・ 不法投棄は、環境破壊や住民の健康被害をもたらす恐れがあり、産業廃棄物でも一般廃棄物でも、不法投棄をした者に対しては廃棄物処理法により、罰則が設けられています。
5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
(法人が関わった場合は、会社にも3億円以下の罰金が科せられます。)

鳥獣被害対策

○ 適正な処分を徹底しないと、鳥獣被害を増やしてしまいます。

- ・ 農作物残渣は人間には「ゴミ」でも鳥獣にとっては「食べ放題のエサ」です。このような「無自覚の餌付け」を行えば鳥獣の増加や被害の拡大を招きます。「餌付け」をやめることが鳥獣被害対策の第一歩です。